

令和7年度

第2回 市川市文化芸術事業検討懇話会

○日 時 令和8年1月19日(月) 午後3時30分～

○会 場 八幡市民交流館 ニコット 多目的室1・2

市川市 文化国際部 文化芸術課

資 料

1. 【資料1】基本方針の全体像
2. 【資料2】文化振興ビジョン基本方針新旧確認表
3. 【資料3】第2次文化振興ビジョン(案)

《 参 考 資 料 》

1. 市川市文化芸術事業検討懇話会の運営に関する要綱
2. 委員名簿

基本方針の全体像（施策の体系）

振り返りから導かれた課題

【課題1】
文化芸術資源のリストアップや文化財の保全と活用の両面からの整備が求められています。

【課題2】
未来を担う子どもたちが心豊かに成長するための取り組みが求められています。

【課題3】
市民が文化に触れるきっかけづくりが求められています。

【課題4】
市川らしさを発信し続けるために、事業を継続して行く必要があります。

【課題5】
活動メンバーの高齢化、後継者不足が進む中、人材確保や人材育成が求められています。

【課題6】
文化資源や文化活動を支えるサポーターやボランティアの育成が必要です。

【課題7】
芸術文化を通じたつながりや多文化共生社会の推進が求められています。

【課題8】
市民の鑑賞・活動につなげる情報発信の強化が求められています。

【課題9】
施設間とのネットワークの強化および認知度の向上が求められています。

【課題10】
文化事業関係団体や商業、観光、教育など他分野との連携が必要となってきます。

基本的な考え方

地域文化資源の発掘・保全・活用・継承

市川市で守り伝えられてきた文化資源を守りながら活用し、未来へつなげます。

未来を担う子どもたちへの取り組み充実

未来を担う子どもたちが心豊かに成長できるよう文化芸術に触れる機会を充実させます。

誰でも文化活動に参加できる環境の整備

年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、主体的に文化芸術を楽しめるよう継続的な催しを実施するとともに、設備環境を整備します。

未来へつなぐ次世代の担い手と活動の支援

ボランティアなどの文化活動を支える人材を育成するとともに、未来を担う芸術家が活動の場を広げられるよう支援します。

文化芸術を通じたつながりの創出

人々の生活が多様化する中で相互理解、交流を深めるために、文化活動を通じたつながりを生み出す取り組みを推進します。

効果的な情報の発信

文化に関する行事やイベント、施設、人材などの情報が広く市民に届くように様々な媒体により市民に発信します。

関係機関との連携による文化振興の推進

文化事業関連団体や、商業、観光、教育などとの連携を強化し、効果的に文化振興を推進していきます。

基本方針

第1次文化振興ビジョンの振り返りから導かれた課題に対して、第2次文化振興ビジョンを推進していくために必要な事項を基本的な考え方としてまとめ、具体的な施策の方向を示すための3の基本方針を掲げます。

1. 地域を彩る文化資源の発掘・保全、活用、継承

▼基本方策▼

施策① 地域文化資源の発掘・保全

施策② 地域文化資源の活用

施策③ 地域文化資源の発信・継承

2. だれもが文化芸術を楽しめる環境整備

▼基本方策▼

施策① 文化芸術が生活に息づく環境づくり

施策② 文化芸術を楽しめる環境づくり

施策③ 文化芸術活動に参加しやすい環境づくり

施策④ 文化芸術活動へのアクセシビリティの充実

3. 未来へつなぐ次世代の担い手と活動の支援

▼基本方策▼

施策① 地域文化資源や文化芸術活動を支える人材の育成

施策② 若手芸術家などの発掘・活動支援

施策③ 市民・団体の文化芸術活動の発展に資する支援体制の整備

施策④ 文化芸術を通じたつながりの創出

リーディングプログラム

街かどミュージアム2.0 - 地域の文化資源をつなぐ共創型ミュージアム都市の推進

第1次文化振興ビジョンリーディングプログラムで掲げた「街かどミュージアム構想」で整備した文化施設のさらなる活用と周知を通じ、市内に点在する文化資源をつなぎ、だれもが日常生活の中で文化芸術に出会い継続して文化活動に参加できる、共創型ミュージアム都市をめざします。

1. 地域文化を学び、つなぎ、継承する

2. 地域の拠点での共創により、だれもが文化に出会い、文化を楽しめるまちへ

3. 多様な主体と未来をつくる

めざすべき姿
文化が息づき多彩な感性が輝くまち

第2次
市川市文化振興ビジョン
(案)

市川市

目 次

第1章 市川市文化振興ビジョンの改定にあたって	3
1. 市川市文化振興ビジョン改定の背景と目的	3
2. 文化芸術を取り巻く現状と課題	3
3. 第1次文化振興ビジョンの振り返り	5
4. 第2次市川市文化振興ビジョンの位置付けと目的	11
第2章 市川市の文化的な特徴	15
1. 市川市の文化振興のあゆみ	15
2. 各エリアにおける文化について	16
第3章 基本方針	18
1. 基本方針	18
2. リーディングプログラム	24
第4章 資料	25
1. 文化芸術事業検討懇話会名簿及び開催概要	25
2. アンケート調査結果	27

市川市文化振興ビジョンの改定にあたって

1. 市川市文化振興ビジョン改定の背景と目的

文化芸術を創造し享受することは人々の感性を育み、感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにします。文化芸術を通じた他者との融和は相互に尊重し合う人間性を育て、多様性を受け入れる社会の形成につながります。歴史の中で守り伝えられてきた地域を形づくる文化資源は、そこに生きる人々の心のよりどころとして大切に受け継がれていく必要があります。国においては平成29（2017）年にそれまでの文化芸術振興基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が施行されました。文化芸術基本法では、文化芸術に関する自主的な活動を促進することを基本とし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。この改正により、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等ほかの分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等のこれまで以上の連携により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されています。

市川市は江戸川の流れと貴重な斜面林、閑静な住宅地に点在する黒松など、水と緑が織りなす自然環境の中で、古くから文化と芸術の土壌が育まれてきました。縄文時代の貝塚が点在し、7世紀後半には国府が置かれ、真間の入江の情景が万葉集に詠まれるなど、地方都市の中心として栄えてきました。江戸時代には製塩業が盛んになり、庶民の成田詣により江戸川の水運や成田街道が栄え、多くの人が行き交いました。文化と芸術の豊かな土壌を持つ市川市は、戦前より首都圏有数の郊外住宅地として発展したこともあり、北原白秋、幸田露伴、永井荷風、東山魁夷など多くの文化人が拠点を構え創作活動を展開する場所となりました。こうした歴史文化は市のアイデンティティそのものであるとともに、未来を形づくるために次世代へと継承していく必要があります。

市川市は平成15（2003）年に策定された第1次市川市文化振興ビジョンのもと「彩り豊かな文化と芸術を育む文化都市の実現」に向け、令和7（2025）年度を目標年次として各種施策・事業を進めてきました。策定から四半世紀が過ぎ、少子高齢化・デジタル化・国際化など社会状況が大きく変化するなかで、時代に即した文化行政を進めるための新たな中長期的な指針を提案することが必要となっています。このような状況を踏まえ、より現状に即した内容に改定し新たに策定するのが第2次文化振興ビジョンです。

2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化として、文化芸術に触れ、自ら取り組む場や機会の不足や少子高齢化等による文化芸術の担い手不足が課題となっています。一方で平成23（2011）年の東日本大震災や令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の拡大など、さまざまな未曾有の困

難と不安の中で、文化芸術は人々に安らぎや希望を与え地域コミュニティの再生に寄与する、必要不可欠なものとしてその価値が再認識されました。文化芸術の鑑賞・表現手段においてはオンラインの活用が一層進み、今後もその流れが加速していくものと見込まれます。文化芸術施策に関わる国の動向について、主なものを次に挙げます。

① 文化芸術基本法の改正（平成29（2017）年改正）

それまでの文化芸術振興基本法の一部が改正され、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。

② 文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－

（令和5（2023）年3月策定）

文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されました。第2期基本計画は、国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、今後5年間（令和5（2023）～9（2027）年度）において推進する4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

③ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

（令和5（2023）年3月策定）

「文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」とことと「文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る」ことを目的に今後5年間（令和5（2023）～9（2027）年度）において推進する3つの基本理念と2つの基本計画、11の基本的施策について定めています。

④ 博物館法の改正（令和4（2022）年4月改正）

近年博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等の見直しに関して改正されました。これにより博物館法の目的として社会教育法に加え文化芸術基本法の本質に基づくことを決めました。また博物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化、他の博物館等との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光

その他活動を図り、地域の活力向上に取り組むことを努力義務とすることなどが定められました。

⑤ 文化財保護法の一部改正（令和3（2021）年4月改正）

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度や文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めるものです。

3. 第1次文化振興ビジョンの振り返り

第1次文化振興ビジョンは、幅広い視野から市民の文化活動を支援するとともに、「文化都市」にふさわしいまちづくりを計画的かつ体系的に進めていくために、平成12（2000）年に策定された「市川市総合計画」を上位計画として策定されました。「市川市総合計画」と同じ令和7（2025）年度を目標年次とし、まちづくりの基本目標のひとつ「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」を実現する中長期プランとして位置づけられました。第1次文化振興ビジョンでは、①文化振興の基本的な考え方と目標、②文化振興の基本方針と基本方策、③文化振興の推進体制の整備、④リーディングプログラムについて、市民と事業者と市が協働で取り組む文化振興の目標や基本方針について明らかにしています。

①文化振興の基本的な考え方と目標においてめざすと定めた「文化都市」の実現については引き続き継承しつつ、②文化振興の基本方針と基本方策、④リーディングプログラムについて振り返りを行い、第2次文化振興ビジョンにつなげます。なお第2次文化振興ビジョンでは、基本方針について本章で振り返りを行ったうえで改定し、具体的な事業と③文化振興の推進体制の整備については令和8（2026）年度以降策定する5年単位の実施計画において定めるものとします。文化振興ビジョンの改定にあたっては、庁内連絡会議、市民アンケート（巻末参照）、文化芸術活動団体向けに実施したアンケートの結果と、市川市文化芸術事業検討懇話会での有識者によるご意見、またパブリックコメントの結果を反映させています。

【基本方針1】地域を彩る文化資源の保全・活用

① 文化財等の保存・継承・活用

史跡の公有化率は、令和6（2024）年度末時点で、史跡曾谷貝塚79.8%、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡70.1%となり、平成15年（2003）年度末時点の史跡曾谷貝塚47.21%、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡14.52%から大きく向上しています。

一方で、史跡について詳しく知ることができる施設の設置を含めた、保存と活用の両面からの整備が必要です。また、その他の文化財等の保存・継承に関する課題としては、増加傾向にある発掘調

査に対応するため、必要な体制構築を行い、適正な埋蔵文化財の保全を図ることや未指定の文化財の状況把握などが挙げられます。

また、活用における課題としては、新規指定文化財等への案内板の設置や、観光など他分野との連携による地域資源の活用なども必要です。

② 自然環境の保全・活用・再生

自然環境講座や水産業振興を目的としたイベントの開催、真間川水系の水生生物の調査、環境活動推進員による啓発活動の支援や出前授業を行ってきました。

また、平成26（2014）年度に「生物多様性いちかわ戦略」を策定し、地域の自然の保全を図るだけでなく、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を目指し、市民、事業者、教育・研究機関などとの協働により、生物多様性に関する取り組みを進めてきました。

一方で、歴史的に培われてきた環境に優しい建築文化の普及・啓発にかかる事業は実施にいたりませんでした。

③ 身近な地域の文化資源の発掘・再評価・活用

平成22（2010）年に国登録有形文化財として旧浅子神輿店店舗兼主屋を登録しました。令和6（2024）年には市川市指定無形民俗文化財として「行徳の神輿文化と祭礼」を指定しました。街を歩きながら地域文化を知り、その魅力を再発見すること等を目的に開始した街回遊展は、平成11（1999）年～28（2016）年に全19回行い、ミニ回遊展を3回実施しました。市内全域での開催を達成し、事業は終了しましたが、「回遊展 in 八幡」は地域の有志の方々に引き継がれています。

本市ゆかりの文化人や芸術家を広く紹介するための「市川の文化人展」や「市川市収蔵作品展」を定期的に行いました。平成29（2017）年には、八幡市民会館に中山メモリアルギャラリーを開設し、市が収蔵する美術作品等を常設で展示しています。

令和3（2021）年度にデジタルミュージアムの作品公開を開始しました。デジタルミュージアムは、時間や場所の制約なくアクセスが可能であり、今後は、市の文化芸術情報を発信する重要な媒体となるため、掲載内容や機能の充実を図れるように体制を整えていくことが課題です。また、令和4（2022）年の「博物館法」改正に伴う博物館登録制度の見直しのなかで、これからの博物館運営に必要な資料のデジタルアーカイブ化に取り組むことも課題となっています。

【基本方針2】文化活動の拠点と回遊ルートの整備

① 既存施設、寄贈民家等を活用した拠点整備

東山魁夷記念館、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、郭沫若記念館、水木洋子邸、清華園、行徳ふれあい伝承館といった寄贈民家等を活用した文化活動の拠点整備や、文学ミュージアム、八幡市民会館、市川駅前ミュージアムといった文化施設の整備、文化会館と行徳公会堂の改修工事などを進めてきました。これらの文化活動の拠点となる施設の活用として、指定管理者である公益財団法人市川市文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）では文化会館や芳澤ガーデンギャラリー等の文化施設において年間約40件の自主事業、約50件の共催事業を開催しています。また、考古博物館、歴史博物館、自然博物館ではボランティアによる体験学習や講座、小学校への出張授業などを実施してきましたが、ボランティアなど活動の担い手の高齢化・後継者不足が課題となっています。

② 民間施設、各種公共施設を活用した文化活動の場の確保

市内全域で実施した「街回遊展」では、街歩きを通じた地域文化や街の魅力の再発見につなげる機会を平成11（1999）年から18年間にわたって創出してきました。その後、令和2（2020）年には、アートを身近に感じられるまちづくりの推進のため「文化施策活性化事業」として街なかでの作品展示等を展開し、民間施設や商店街における空き店舗の活用を図りました。また、公共施設についてはWebページやSNSで公開しだれでも閲覧できる環境を整えています。市民や民間事業者等が管理するギャラリーや文化活動の拠点となる場についてはデータベース化には至っていません。

③ 文化活動の拠点を結ぶ回遊ルートの整備

文化活動の拠点を結ぶ回遊ルートの整備については、さまざまな文化資源を巡るルートを示した「文化の街かど回遊マップ」を作成し、市川・真間地区、中山地区、国分・国府台地区、行徳・妙典地区、八幡地区の5地域について紹介しました。しかしながらマップの認知度は34%にとどまったため、内容の充実やデジタル化、認知度向上のための取り組みが必要です。また、まち歩き促進のため歩道上等のサインや説明板を多く整備しましたが、古いものは設置から20年以上が経過しており、修繕を要するものが散見されています。マップに加え、これらの路上案内板のあり方も見直し、時代に即した手法による効果的な回遊促進の仕組みを構築することが、今後の検討課題となります。

④ 歩いて回れる総合的な交通計画の推進

それまでのレンタサイクル事業を廃止し、民間事業者との協定によるシェアサイクル事業を令和4（2022）年より新たに開始しました。文化施設では、八幡市民会館、市川市文化会館、行徳公会堂、東山魁夷記念館、芳澤ガーデンギャラリー、清華園、生涯学習センターがシェアサイクルステ

ーションとなっており、文化活動拠点への交通手段のひとつとなっております。こうした事業は、平成16（2004）年3月に策定された「市川市総合交通計画」に基づき推進されています。同計画は、自動車、バス、タクシー、鉄道、自転車、歩行者など各交通機関に関わる施設の整備や高齢者・障がい者における交通サービスの提供等、ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系を構築し、「市民が健康で良好な環境の基に生活を営むことを可能にする交通環境」を確保するための長期計画として位置付けられています。

【基本方針3】豊かな心を育む文化活動の支援

① 学校と地域の連携による子どもの文化活動の推進

学校の部活動においてより専門的な指導を受けられるよう地域人材の派遣や、本市が持つ有形無形の地域資源の魅力について楽しみながら学べる「いちかわかるた」を制作し、市内小学3年生に配付しています。また令和5（2023）年の千葉県誕生150周年記念事業において学生が制作した映像作品を発表した他、いちかわ駅前ミュージアムで高校生の作品展示を実施しました。今後、学校と地域の連携をさらに強化していく必要があります。

② 障がい者、子育て家庭等に対する文化活動プログラムの充実

障がい者文化講座の実施や公民館主催の親子向け講座を実施しました。またアーティスト・イン・レジデンス参加アーティストによる福祉型障がい児入所施設、幼稚園、特別支援学級等でのワークショップを実施したほか、市施設での障がい者アート作品の展示を行いました。

③ 芸術に親しみ触れる機会の拡充

市民が日常的に文化芸術に親しみ触れられる機会の拡充をめざし、平成2（1990）年より市の収蔵作品を紹介する「市川市収蔵作品展」を継続的に開催しているほか、平成11（1999）年よりゆかりの文化人や芸術家の顕彰や紹介をする「市川の文化人展」を概ね年1回継続開催しています。「市川市芸術祭・文化祭」は美術・写真などの展示や交響楽・合唱、生活文化に関する催しなど27行事を文化芸術団体と市が共催で行い、鑑賞や実践の機会を拡充してきました。今後は参加団体や内容が固定化しつつある「市川市芸術祭・文化祭」事業の見直しやデジタルミュージアムについては掲載作品等をさらに増やし拡充していくことにより、地域文化資産のさらなる活用が課題となっています。

④ 文化振興に係る人材の育成・確保

若手芸術家等の創作・発表の場をつくるため、商店街に公募アーティストが考案した暖簾を飾る

KUGURU 展、アーティスト・イン・レジデンス Nakayama AIR、千葉県誕生 150 周年記念事業の一環として現代アートの展覧会等を実施したほか、文化芸術活動緊急支援給付金を交付しました。文化振興財団による「新人演奏家コンクール」「いちかわ未来の画家コンクール」の開催や「いちかわアーティストバンク」の実施を通じ、若手芸術家等の発掘や活動の支援を行っています。

⑤ 市民の自主的な文化活動に対する支援体制の充実

文化振興財団が行う「市民文化サポーター事業」では、さまざまな分野で市民が企画した催しを文化振興財団と協働で実施することで文化芸術を通じた交流の促進を図っています。今後は「いちかわアーティストバンク」の更なる有効活用、「市民文化サポーター事業」におけるサポーター育成が課題として挙げられます。

【基本方針4】文化情報の発信と文化交流の促進

① 文化活動を支援する情報ネットワークの構築

市民が手軽に文化情報を得られるよう、インターネット等の活用による環境整備を進めてきました。具体的には、市公式ウェブサイトでの歴史・文化情報や街歩きマップの掲載をはじめ、文化財課や考古博物館・歴史博物館や図書館のウェブサイトにおける資料紹介、文化振興財団によるメールマガジンや SNS の定期的な情報発信など、地域や各施設において多角的な取り組みを展開しています。一方で、膨大な収蔵資料の整理に時間を要しており、各施設や学校とのデータベースの共有など情報ネットワークの構築には課題が残っています。

また、市内の高等教育機関等の協力を得て「いちかわ市民アカデミー講座」を開催し、市内在住・在学・在勤の方に、充実した学習環境のなかで社会の諸問題や生活向上のための新しい知識を習得できる機会を提供してきましたが、受講申込者の固定化が課題となっています

② 市川の個性や魅力の情報発信

情報発信について、市民アンケートでは「普段、文化・芸術に関する情報をどこから入手するか」という質問に対し、「インターネット・SNS」が最も多い回答となりました。これまでも「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトを中心に紙媒体及び電子媒体で幅広く行ってきましたが、この結果を踏まえインターネットや SNS をより一層活用し、多くの市民の目に触れるよう工夫を凝らした情報発信の強化が求められます。

③ 国際交流と国際理解の促進

姉妹・友好都市をはじめとする海外都市との交流や「いちかわドイツデー」の開催、多文化共生出

前講座等を継続的に実施してきました。また、市民団体が主催する海外の食文化や伝統衣装等を紹介する国際交流イベントの開催についても長年支援してきました。一方で、市川市の在住外国人は年々増加し多国籍化が進んでいるため、文化施設の案内板やパンフレット等においては、やさしい日本語の活用や視覚的な工夫を取り入れるなど、文字の大きさ、絵での表現など、外国人を含め誰もが理解できるような情報発信を行うことが課題となっています。

④ 人権を尊重する社会、男女共同参画社会の形成

人権の尊重・男女共同参画社会については、人権尊重等啓発イベントや、女性の就業促進や男性の家庭参画促進、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的とした講座や講演会を実施してきました。今後も、社会情勢の変化を踏まえたテーマを取り上げ、市民のニーズに即したイベントや講座を開催するとともに、オンライン参加や情報発信ツールの工夫を凝らし、現在参加が少ない若年層への啓発を図っていく必要があります。

【基本方針5】魅力を高め交流を深める街づくりの推進

① 市川を特徴づける景観の保全とルールづくり

市街地に残された貴重な巨木やクロマツ等の樹木の所有者との間で協定を締結し、良好な状態に維持するための費用の一部を補助金として交付するほか、各地域において景観上重要な建造物等を評価し、その保全を進めるとともに、地域の文化や景観に配慮した取り組みを表彰することで、市川を特徴づける景観の保全を推進してきました。

② 文化の視点を組み入れた身近な公共空間の環境整備

駅前や公園等公共の空間にパブリックアートの設置を行いました。また、外出促進で高齢者が身近に文化に触れられるようゴールドシニア事業（チケット75）の実施をしたほか、身近な地域においては、住民参加による身近な公園の清掃活動や、いちかわオープンガーデンを行いました。

中山地区では、地元住民と市が協働で、寺町としての風情を醸し出す、賑わいのある商店街と落ち着いた緑豊かな寺院や住宅の景観づくりを進めているほか、建築物等の修景やおひなまつの開催、参道へのあじさいの植栽などさまざまな活動を行っています。

課題としては、公共施設等の老朽化対策のほか、パブリックアートの設置場所や設置後の維持管理についての検討が必要です。

③ 地域の文化活動と連携した個性的な街づくりの推進

イベントの開催や共催、後援により地域文化活動と街づくりの連携、地域主催イベントへの補助

金交付を行いました。

令和2（2020）年～3（2021）年に行った KUGURU 展は、現在は有志が実行委員を結成し、市民主体のイベントに移行して継続開催しています。令和3（2021）年に実施したアーティスト・イン・レジデンス Nakayama AIR では、公募アーティストが空き店舗を利用したアトリエで一定期間滞在制作やワークショップを行うことにより地域の方々と交流が生まれたほか、成果物である現代アート作品の展示を中山法華経寺で行うなど、初めての試みとなりました。

平成11（1999）年から18年間にわたり行った街回遊展は、全19回行い、ミニ回遊展を3回実施しました。市内全域での開催を達成し、事業は終了しましたが、「回遊展 in 八幡」は地域の有志の方に引き継がれています。商店街の衰退や解散、中心メンバーの高齢化や担い手不足により、イベントの開催が難しくなっていることが課題として挙げられます。また、まち並み景観に対する市民の関心度の向上も課題となります。

【リーディングプログラム】

第1次文化振興ビジョンでは、上述した5つの基本方針を具体化し牽引していくため、「街かどミュージアム構想」の展開をリーディングプログラムとして定め、「民間の『街かどミュージアム』の登録の推進」「『街回遊展』の全市的な展開」「地域の『（仮称）文化の街かど・まちづくり計画』策定の推進」「『街かどミュージアム』の拠点と情報ネットワークの整備」の4つの項目について施策を進めてきました。その結果、市川市独自の取り組みである「街かどミュージアム構想」により多くの文化施設が整備され、それらを「街かどミュージアム」として活用しています。具体的には、市に寄贈された民家等をギャラリーに改修し、地域の文化活動拠点として展示や地域の特色を活かしたイベントを行うことで、市内外に市川市の文化・芸術活動を発信することにつながっています。「『街回遊展』の全市的な展開」では、街歩きを通じた地域文化や街の魅力の再発見や、文化芸術を通じ多くの人々との交流を図ることを目的とした「街回遊展」の市内全域での実施（平成11（1999）年～平成28（2016）年まで18年間継続）が実績として挙げられます。また「『街かどミュージアム』の拠点と情報ネットワークの整備」については、市民の方々と意見交換を行い、街回遊のための案内板や「文化の街かど回遊マップ」、ホームページを作成しました。一方、「民間の街かどミュージアムの登録の推進」「地域の（仮称）文化の街かど・まちづくり計画策定の推進」については、事業者や地域住民との連携を図ることや情報共有・発信について課題が残りました。

4. 第2次市川市文化振興ビジョンの位置付けと目的

第2次市川市文化振興ビジョンは、「市川市総合計画」を上位計画とし、2050年度を目標年次とする文化振興に係る中長期的プランと位置づけられます。また今後、5年単位の実施計画を策定

しその検証を行うことで、ビジョンの実現に向けた精度を高めていきます。市川市総合計画では、「Ⅱ.基本構想」の5つの基本目標にある「誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり」「多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり」に紐づいて、「Ⅲ.基本計画」において文化・芸術に関する計画が策定されています。施策の目標として、身近に文化・芸術に触れることができる「文化都市」の継承をめざすことを掲げ、そのために、(1)文化芸術に触れる機会の拡充、(2)文化芸術活動への支援を主な取り組みの方向性として定めています。具体的には、文化芸術行事の振興、市の文化施設における美術作品や文化資料などの展示、デジタルアーカイブなどを活用した文化芸術情報の効果的な発信、文化施設の整備・充実、市民・事業者・各種団体との連携拡大、市立近現代美術館の開設に向けた検討、文化芸術団体の連携拡大・ネットワークの強化支援、文化芸術活動及び成果発表の場の充実、若手アーティストなどの創作活動の支援・拠点整備が挙げられます。このほか「Ⅲ.基本計画」で行財政運営において今後推進をめざすと定める、デジタルの活用、多様な主体との連携、近隣自治体との連携、人材の育成・確保については、第2次文化振興ビジョンにおいても重要な視点と考えています。第2次市川市文化振興ビジョンでは、「市川市総合計画」を踏まえ、文化都市の継承に必要不可欠な「地域を彩る文化資源の発掘・保全、活用・継承」のほか、「だれもが文化芸術を楽しめる環境整備」や「未来へつなぐ 次世代の担い手と活動の支援」を基本方針とすることで、「文化が息づき多彩な感性が輝くまち」をめざしていきます。また市が策定する主な行政計画の関連分野に関する事項との整合性を図ることとします。

【関連する主な行政計画】

① 市川市都市計画マスタープラン

(策定年次 平成15(2003)年度 目標年次 令和7(2025)年度)

(令和7(2025)年度改定予定)

市川市の都市計画に関する基本的な方針を示したものです。全体構想のなかで、市の歴史・文化資源などをまちづくりに活かし、個性ある魅力的な景観づくりを行うことで市民が身近に歴史や文化を感じることができる、人に誇れるまちづくりを進めるとしています。

② 市川市景観基本計画

(策定年次 平成16(2004)年度)

市川市の景観まちづくりの基本的な目標となる計画で、基本目標に、歴史・文化的な資源を生かし、風情ある個性的なまち並みの景観形成や、歴史・文化的な資源を結ぶ物語性のあるネットワークづくりなどを挙げています。歴史・文化的資源を今の暮らしに生かしながら、歴史と文化の薫り高い都市の景観まちづくりを進めるとしています。

③ 生物多様性いちかわ戦略

(策定年次 平成26(2014)年度 中期目標年次 令和7(2025)年度)

(第二次生物多様性いちかわ戦略として令和7(2025)年度 改定予定)

市川市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本事項を示したものです。

基本戦略2において「豊かな文化と景観の保全・創出(文化と文化をつなげる)」を掲げ、豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守るとしています。また基本戦略4において「生物多様性の持続可能な利用(自然と文化と人をつなげる)」を掲げ、生物多様性の持続可能な利用による活発な経済活動を進めるとしています。

④ 市川市観光振興ビジョン

(策定年次 令和3(2021)年度)

観光分野における中長期的な目標となるビジョンで、基本方針として、地域ごとの魅力磨き上げと市川ブランドの確立を旨とすることを掲げ、観光資源の例に、歴史、文化、歴史的建造物などを挙げています。

⑤ 市川市みどりの基本計画

(策定年次 平成15(2003)年度 令和8年(2026)年度改定予定)

市川市の緑地の保全や緑化の推進に関する措置に総合的かつ計画的に取り組む計画で、社寺林、屋敷林、遺跡等は地域の歴史風土・文化を伝える景観要素として保全・育成に努めるとしています。

⑥ 第三次市川市環境基本計画

(策定年次 令和3(2021)年度)

市川市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画で、基本目標として、「みんなで築く身近に自然を感じる文化のまちいちかわ」を掲げ、巨木・クロマツの保全などを通じた良好な景観の保全・形成をめざすとしています。

⑦ 市川市総合交通計画

(改定年次 平成27(2015)年 目標年次 令和7(2025)年)

各交通機関に関わる施設の整備や交通サービスの提供等、ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系を構築するため、施策を総合的、一体的、効率的に考えた長期計画です。

⑧ 市川市男女共同参画基本計画

(改定年次 平成27(2015)年 目標年次 令和7(2025)年)

(ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画)として 令和7(2025)年度改定予定)

すべての市民が互いに人権を尊重し、男女が共に様々な分野で活躍と参画をしていける社会づくりを目的とした、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

以上のように、文化は各計画の中で目標に掲げられ、住み続けたいまちを次世代へ引き継いでいくための重要な要素ととらえられています。なお第1次文化振興ビジョンでは、衣食住を始め技術・学問・芸術・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含めた「生き方や暮らしの全て」を扱っていましたが、第2次文化振興ビジョンでは、扱う事項を文化芸術基本法に基づき方針を策定しています。

第2章 市川市の文化的な特徴

1. 市川市の文化振興のあゆみ

戦後、市民による自発的な文化芸術活動のもと多くの芸術文化団体が結成される中、昭和49（1974）年に13の団体が参加する市川市芸術文化団体協議会が設立され、市の文化活動を牽引してきました。その後も市民による活発な文化活動が続き、日頃の文化創造活動の成果を発表する場と、質の高い展示や舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、現在まで継続して市と芸術文化団体が主催して市川市文化祭・芸術祭を行っています。市川市文化祭・芸術祭では、絵画や工芸をはじめさまざまな展示や演奏会、公演会など年間を通じ市内で行っているため、多彩な芸術に触れることができます。

市川市は平成15（2003）年の文化振興ビジョン策定以降、リーディングプログラム「街かどミュージアム構想」を推進するため、さまざまな文化施設の整備を進めてきました。平成16（2004）年に南部の文化活動の拠点となる行徳公会堂（行徳文化ホール I&I）、寄贈を受けた民家等を活用した芳澤ガーデンギャラリー・木内ギャラリー・郭沫若記念館・水木洋子邸、平成17（2005）年には東山魁夷記念館が開館しました。その後、平成25（2013）年に市川市生涯学習センター内に文学ミュージアムが開館したほか、市民会館の建て替えや文化会館の大規模改修工事など文化活動の拠点となる施設の拡充・整備を進めてきました。令和6（2024）年には展示やワークショップなどに利用できる、いちかわ駅前ミュージアムが新たにオープンしました。ソフト面では平成16（2004）年度以降、市内エリアごとに街かどミュージアム構想懇談会を実施し、市民との意見交換をもとに街歩きのための案内板、回遊マップ、地域のホームページ作りを行いました。

市事業として市ゆかりの文化人や芸術家を紹介する「市川の文化人展」、市ゆかりの作家の作品や資料を紹介する「収蔵作品展」を継続して実施しているほか、平成11（1999）年から平成28（2016）年の間に19回、市内各所で「街回遊展」を実施しました。平成29（2017）年に「文化イヤー2017」を実施したほか、令和3（2021）年度はアーティスト・イン・レジデンス「Nakayama AIR」、令和5（2023）年度には千葉県誕生150周年記念事業の一環として千葉県立現代産業科学館や周辺施設で現代アートの展示を行うなど、新たな取り組みを行いました。また令和4（2022）年にいちかわデジタルミュージアムを開設し、市の収蔵作品の一部をオンラインで鑑賞することが可能になりました。

2. 各エリアにおける文化について

北西部地域

このエリアは古くから人が住み続け、縄文時代の貝塚や博物館がある堀之内、万葉集の歌枕の地として知られ手児奈伝説が残る真間、大化の改新後は下総国の国府が置かれた国府台などがあります。国府台では鎌倉時代～戦国時代にかけて北条氏と里見氏が二度に渡り国府台合戦を繰り広げました。江戸時代に入ると市川の渡しに関所が置かれ、往来を厳しく監視しました。明治になると国府台には軍隊が駐屯し、第二次世界大戦後は跡地が学校になったため、今は学園地帯となっています。また北部の閑静な住宅街の高台には歴史博物館、考古博物館があり、市川の歴史資料を展示・紹介しています。

【文化振興の拠点】

芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、郭沫若記念館、市立市川考古博物館、市立市川歴史博物館、市川公民館、西部公民館、市川駅南公民館、和洋女子大学文化資料館

【文化資源の一例】

真間の継橋、弘法寺、手児奈霊神堂、亀井院、文学の道、堀之内貝塚、下総国分寺跡附北下瓦窯跡、下総国分尼寺跡、下総総社跡、法王塚古墳、六所神社、須和田遺跡、明戸古墳石棺、総寧寺、西洋館倶楽部、里見公園、紫烟草舎、市川関所跡、国分神社、国府神社、国府台辻切り、日本福音ルーテル教会会堂、式正織部流茶道、茶道式正織部流



北東部地域

下総台地の典型的な自然といわれる湧き水、湿地、斜面林など、谷津の豊かな自然が残るエリアです。船橋法典駅を望む高台に開けた緑地公園として、巨樹・巨木などみどり深い中に国指定史跡の姥山貝塚があるほか、指定文化財を持つ寺社が多くあります。

【文化振興の拠点】

自然博物館、動植物園、万葉植物園、少年自然の家、柏井公民館、大野公民館、曾谷公民館

【文化資源の一例】

姥山貝塚、曾谷貝塚、木彫日蓮坐像、浄光寺二王像、庚申五層塔、駒形大神社、御奉謝、唱行寺、高円寺（長寿藤）、子安神社、曾谷城跡、大野城跡



中部地域

中山には国指定の文化財を多数保管する法華経寺や塔頭寺院があり、江戸時代頃より、千葉街道（国道14号線）から法華経寺に至る参道が門前町として賑わいました。また八幡にある葛飾八幡宮には樹齢1200年ともいわれる千本公孫樹のほか、随神門や梵鐘があります。

【文化振興の拠点】

八幡市民会館（中山忠彦メモリアルギャラリー）、水木洋子邸、文化会館、生涯学習センター（文学ミュージアム）、東山魁夷記念館、清華園、鬼高公民館、信篤公民館、東部公民館、若宮公民館、菅野公民館、八幡市民交流館ニコット

【文化資源の一例】

法華経寺（立正安国論、観心本尊抄、五重塔、法華堂、祖師堂、四足門、絹本着色十六羅漢像、日蓮自筆遺文、木造釈迦如来・多宝如来座像、黒門、本阿弥家分骨墓、光悦筆扁額、本阿弥光悦分骨墓）、浄光院（絹本着色日蓮聖人像、絹本着色十羅刹女像）、葛飾八幡宮（千本公孫樹、随神門）、八幡不知森、東昌寺、永井荷風終焉の地（第1庁舎書斎）、白幡天神社、鬼高遺跡、泰福寺（元弘の板碑）



南部地域

南部の行徳エリアはかつて幕府の直轄領として製塩が盛んに行われていました。行徳で生産された塩を直接江戸へ運ばせるため、多くの貨物運搬船や客船が往来したほか、成田詣に行く人々で賑わいました。行徳街道沿いには多くの歴史的建造物や寺社があり、神輿文化と地域で受け継がれてきた祭礼は、令和6（2024）年には市指定無形民俗文化財となっています。

【文化振興の拠点】

行徳公会堂、行徳ふれあい伝承館、あいねすと（市川市行徳野鳥観察舎）、行徳公民館、本行徳公民館、幸公民館、南行徳公民館、神輿ミュージアム

【文化資源の一例】

行徳の神輿文化と祭礼（五ヶ町例大祭、四力村例大祭等）、常夜灯、狩野浄天夫妻墓石・供養塔、妙好寺山門、権現道、法善寺（塩場寺）、徳願寺（山門、鐘楼、経蔵）、加藤家住宅主屋・煉瓦塀、源心寺（六地藏、狩野浄天夫妻墓石・供養塔）、善照寺（五智如来）、新井寺（お経塚）、妙行寺（しだれ桜）



基本方針1 地域を彩る文化資源の発掘・保全、活用、継承

市川市で守り伝えられてきた有形・無形文化財や市川市を特徴づける景観等を保全するとともに、施設や人材、活動などさまざまな地域文化資源の掘り起こしや再評価を行い、積極的な活用を図ります。

地域文化資源の発掘・保全

指定の有無に関わらず有形・無形文化財の発掘・保全を進めるとともに、データベース化により適切な管理を進めていきます。

◇ 文化財等の保全

史跡等の文化財、地域の伝統文化、民族文化等が失われることがないように、保全・継承していきます。

◇ 未指定の文化財の把握・発掘

市内に残る指定・登録がされていない文化財の現況を把握し、所有者の承諾のもと、専門家による調査を行い、文化財指定基準に沿って指定等を進めます。また、埋蔵文化財の発掘調査によって、地下に眠る文化財の実態を把握します。

◇ 情報・資料の適切な管理

市内の歴史的、文化的な資産について各種情報・資料をデータベース化し、市民等が自由に閲覧し共有できる学習ツールの整備を図るとともに、各地域において郷土の歴史・文化を学習できる場と機会の拡充を図っていきます。

◇ 企画展の開催

考古博物館、歴史博物館等において、新たな知見や最新の調査結果を反映した展示を行い、博物館機能の充実を図ります。

地域文化資源の活用

歴史的な建造物や史跡、市を特徴づける景観等を巡ることができる街回遊性の創出・向上と、それら文化資源の活用について観光や商工振興など幅広い分野に提案し、地域の魅力の再発見を図ります。

◇ 街回遊性の創出・向上

「文化の街かど回遊マップ」を主としたマップや回遊ルートに係る案内板等の情報を更新するとともに、それらの認知度を高め活用の幅を広げるために、配布や形式、方法について再検討します。

◇ 観光など他分野への提案や情報提供

観光や商工振興といった異なる分野から市川市の魅力を広く発信するにあたり、市川市を特徴づけ

る地域文化資源の情報を積極的に公開し、活用方法の提案をしていきます。

◇ 収蔵美術作品の活用

市が所有するゆかりの作家の美術作品等を適切に管理するとともに、市民に広く鑑賞してもらい、ゆかりの文化芸術について一層理解を深めてもらえるよう展示機会の拡充を図ります。

地域文化資源の発信・継承

デジタルアーカイブ化によりだれもが地域文化資源について知ることができる環境づくりを進めるとともに、地域文化資源についての関心を高め、学べる場と機会の充実を図ります。また、高等教育機関と連携することで、より多角的な保全・継承の可能性をさぐります。

◇ デジタルアーカイブ化の推進

デジタルアーカイブ化により、時間や場所の制限なくだれもが資料を閲覧、利用できるようにすることで活用の幅を広げるとともに、資料の劣化や破損を防ぎ物理的な損失のリスクを軽減します。

◇ 知る・学ぶ機会の拡充

ワークショップ等を開催することで、身近にある地域文化資源について学べる場と機会を充実させるとともに、効果的な情報発信により普及・啓発を推進します。

◇ 高等教育機関との連携による地域文化資源の継承

市内高等教育機関と連携し、VR等のデジタル技術の活用により、古い民家や近代建築等、地域において歴史的な価値の高い建築物等について記録し、継承していきます。

◇ 文化人の顕彰

市民の誇りとなる文化人を顕彰し、その文化人の作品や業績等に親しみ触れる機会を拡充します。

◇ 文化振興の拠点となる民間施設の情報発信

市内に点在する文化振興の拠点となるギャラリーやスタジオ等の民間施設の情報を集約し、市民が自由に閲覧し必要な情報を収集できるよう発信していきます。

基本方針2 だれもが文化芸術を楽しめる環境整備

文化施設やデジタル技術を活用しながら、日常のなかに「文化芸術との出会いの場」を創出し、時間や場所にとらわれることなくだれもが文化芸術を楽しめる環境を整えます。

文化芸術が生活に息づく環境づくり

日常のなかに文化芸術との接点を増やし、興味関心を抱くきっかけを創出するとともに、文化芸術がもたらす癒しや心の豊かさが日々の生活に浸透することを目指します。

◇ 街なかアートの展開

ひとつひとつの生活動線上にある施設等において、作品を展示したり小規模な公演を行うことで、特別な場所に出向かなくても文化芸術に出会える経験を生活に根付かせます。

◇ 地域の多様な主体との連携

民間企業や自治会、商店会といった地域の多様な主体と連携し、祭りやスポーツ、国際交流、グルメ等といった異分野のイベントに文化芸術を組み込む等、より魅力的なイベントにすることで、普段興味関心が薄い層にも「自分が好きなもの」を通じて自然な形で文化芸術との接点をもたらします。また、教育機関と連携し、子どもの頃から文化芸術に触れることで、それらが学びや遊びの一部であるという意識を浸透させながら、想像力や表現力、豊かな感性を育みます。

さらに、地域の多様な主体と連携することで、文化芸術団体の担い手不足の解消や担い手の育成を図っていきます。

文化芸術を楽しめる環境づくり

文化芸術鑑賞をしやすい環境を整え、主体的かつ継続的に文化芸術を楽しめる環境を整えます。

◇ 魅力的な文化芸術プログラムの企画、実施

文化芸術に興味関心をもつ最初のきっかけとなるような、経済的負担や心理的ハードルを下げた、気軽に参加できる無料・安価で魅力的な文化芸術プログラムを企画します。

◇ 解説の平易化

専門的な内容について「知りたい」と興味を引き出せるような解説を講じ、予備知識がなくても「自分にもわかる」と感じられるよう平易な言葉を使用するとともに、音声ガイド、動画等のさまざまな手法から効果的な手段を活用します。

◇ 多様化に応じた情報発信の選択と強化

多様な属性をもつひとつひとつが、普段から使用しているツール上で文化芸術に関する情報を得られるよう、情報発信の手法を選択し強化します。デジタルミュージアムにより高精細デジタル画像など

をオンライン配信し、多くの方が日常的に市の文化・芸術に親しみ触れられる場所や機会を提供することもその手法の一つとします。

文化芸術活動に参加しやすい環境づくり

鑑賞・実践の枠にとらわれず、文化芸術活動に参加できる機会の充実を図ります。

◇ 参加・体験型プログラムの拡充

ワークショップや対話型鑑賞会等の開催により、文化芸術活動を気軽に実践したり、鑑賞者としても参加できる機会の拡充を図ります。

◇ 小規模な発表の場の提供

市民ギャラリーなど、市民が作品やパフォーマンスを気軽に発表できる小規模な場所を確保し、「自分も表現できる」という経験を通して、文化芸術活動の継続と発展を図ります。

文化芸術活動へのアクセシビリティの充実

文化施設や文化芸術プログラムの物理的なバリアを取り除くとともに、身体的・心理的・情動的なバリアを解消し、年齢、性別、言語、障がいの有無などに関わらず、だれもが文化芸術に触れ、主体的に参加できる環境を整備します。

◇ 文化施設の維持管理、活用

文化施設の適切な維持管理ならびに文化芸術の拠点として必要な機能設備を充実させるとともに、多言語表記ややさしい日本語の使用、ピクトグラムの活用等をはじめとしたユニバーサルデザインを推進します。

◇ デジタルコンテンツの拡充

インターネットを通じたデジタルミュージアムの公開や配信といったデジタル技術の活用により、多様化する文化活動への参加形態を尊重し、ひとりひとりの生活に合った文化芸術への関わり方を選択できる環境整備を進めます。

◇ 情報のユニバーサルデザイン化

だれもが等しく文化芸術に関する情報を得られるよう、多言語対応・多形式・やさしい日本語や、デジタルアーカイブにおける字幕・音声解説対応など、多様な伝達手段を用いた情報発信におけるユニバーサルデザインを推進します。

◇ 多様な属性にも配慮した文化芸術プログラムの充実

未就学児も一緒に鑑賞できる公演や触れる展示、舞台手話通訳や字幕など、多様な属性のひとつひとつが特別な心理的・物理的・経済的な負担をすることなく参加できる文化芸術プログラムを企画しその充実を図ります。

基本方針3 未来へつなぐ 次世代の担い手と活動の支援

次代を担う子どもや若手芸術家、地域文化資源のサポーター等多彩な担い手の発掘と育成を図ることにより、文化芸術が持つ力を最大限に発揮し、地域社会に根付かせ、未来へと継承していきます。

地域文化資源や文化芸術活動を支える人材の育成

地域文化資源や文化芸術活動を未来へつなげていくために不可欠な担い手として、専門的かつ意欲的な人材の育成を図ります。

◇ 地域文化資源を支える人材の育成

地域文化資源の案内や普及に携わる市民団体等と連携して、豊富な知識や長年の経験を継承できる講習会等を開催し、次世代の育成を進めます。

◇ 文化芸術活動を支える人材の育成

音楽、美術、文芸等の各種文化イベントの企画・運営に係る市民ボランティア・サポーターの育成と確保を図ります。

若手芸術家等の発掘・活動支援

地域に潜在する若手芸術家等の発掘や創作・発表を続けられる環境づくりを進めることで、未来を担う芸術家が活動の場を広げられるよう支援します。

◇ 制作・活動の場の提供

普段と異なる場で新たな発想やインスピレーションを得ながら制作に打ち込める場やプログラム（貸しアトリエ、アーティスト・イン・レジデンスを想定）を提供し、キャリア形成や活動の支援を図ります。

◇ 広報活動支援によるネットワークづくり

SNS やウェブサイト、公共施設等において広報活動を支援し、市川市で活動する若手芸術家や文化人を市内外へ積極的に発信します。

市民・団体の文化芸術活動の発展に資する支援体制の整備

プロ・アマチュアを問わず、市民・団体の文化芸術活動が、自立的・持続的に発展していくための活動基盤の強化を図ります。

◇ アーティストバンクの活用

アーティストバンクの登録・公開を引き続き行うとともに、市民・団体・民間企業等が利用しやすい

ように情報発信に力を入れ、アーティストの活動機会を拡充します。また、利用率等実績がわかるような仕組みづくりをすることでアーティストバンクの有用性を評価し、更なる活性化を図ります。

◇ 文化芸術に関わるひとびとのネットワーク構築

市民・団体、アーティストの広報活動の一助となり、相互協力や共同事業を促進する「情報交換の場」を整備し、ネットワークの構築を図ります。

文化芸術を通じたつながりの創出

ライフスタイルや価値観が多様化するなかで、地域社会において孤立することなく相互理解、交流を深めるために、文化芸術活動を通じたつながりを生み出す取り組みを推進します。

◇ 出前形式のプログラム、アウトリーチの支援

医療、福祉、教育現場等へのアウトリーチを推奨し、人と人、人と文化の接点を増やす活動を支援します。

◇ 地域文化の継承の場で生まれる交流の促進

地域に根付き育まれてきた伝統文化や民俗文化財等の保存・継承を進めるなかで、歴史や愛着を通じた「つながり」の創出を図ります。

◇ 外国人コミュニティ等との連携

市川市国際交流協会や在住外国人のコミュニティなどと連携し、互いの文化や芸術等を紹介する機会を設けることで、文化交流を通じた相互理解を深めます。

リーディングプログラム

街かどミュージアム 2.0 –地域の文化資源をつなぐ共創型ミュージアム都市の推進

第1次文化振興ビジョン リーディングプログラムで掲げた「街かどミュージアム構想」で整備した文化施設のさらなる活用と周知を通じ、市内に点在する文化資源をつなぎ、だれもが日常生活の中で文化芸術に出会い継続して文化活動に参加できる、共創型ミュージアム都市をめざします。

地域文化を学び、つなぎ、継承する

- ・文化施設を拠点に周辺の文化財など地域資源を見つけ、学ぶことで地域文化への理解を深める機会を創出します。
- ・文化施設をはじめ、駅や店舗、教育施設、市役所などでの収蔵作品等のサテライト展示を通じ、文化芸術が生活に息づく環境づくりを進めます。

地域の拠点での共創により、だれもが文化に出会い、文化を楽しめるまちへ

- ・地域に点在する文化施設をはじめとする創作拠点での制作・展示・鑑賞・体験など、だれもが多様なかたちで文化活動に参加できる機会の充実を図ります。
- ・文化に関する情報発信を強化し、多様なツールでだれもが情報にアクセスできるよう、発信の手法を選択し強化します。

多様な主体と未来をつくる

- ・文化施設などを若手芸術家や文化人の創作の場として活用し、活動支援につなげるほか、子どもや学生など若い世代が参加できる文化プログラムの充実を図ります。
- ・地域文化資源や文化芸術活動を支える人材を育成します。
- ・市内で活動する個人や団体が自立的・持続的に活動を続けるための支援を行います。



第4章 資料

1. 文化芸術事業検討懇話会名簿及び開催概要

(1) 文化芸術事業検討懇話会 委員

No	委員区分	氏 名	現 職
1	1号	小笠原 永隆 氏	帝京大学 経済学部 観光経営学科 教授
2	1号	朽木 量 氏	千葉商科大学 地域連携推進センター長 総合政策学部 大学院 政策研究科 教授
3	2号	福島 治 氏	東京工芸大学 名誉教授 有限会社福島デザイン代表
4	3号	能村 研三 氏	市川市芸術文化団体協議会 会長 (公社)俳人協会・俳句文学館 理事長
5	4号	小坂 裕子 氏	(公財)市川市文化振興財団 理事 シヨパン研究家
6	4号	鈴木 順子 氏	(公財)市川市文化振興財団 評議員 (公財)東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 副館長

(委員区分、五十音順)

1号委員 学識経験のある者

2号委員 文化芸術の振興に資する活動を行う者

3号委員 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者

4号委員 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者

(2) 開催概要

	日時	議題
第1回	2025年8月25日	文化振興ビジョンの改定について
第2回	2026年1月19日	第2次文化振興ビジョン(案)について

(3) 市川市文化芸術事業検討懇話会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等を行うに当たり、学識経験のある者等による意見の交換を行うことを目的として開催する市川市文化芸術事業検討懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 懇話会は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等に関することについて意見の交換を行うものとする。

(開催等)

第3条 市長は、必要と認めるときは、懇話会を開催することができる。

2 市長は、前項の規定により開催する懇話会の主題に応じて、次に掲げる者の中から必要な者を懇話会の出席者として選出するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術の振興に資する活動を行っている者
- (3) 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者
- (4) 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者

3 前項に定める者のほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し懇話会への出席を依頼することができる。

(懇話会の進行)

第4条 懇話会は、出席者の中から互選された者が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、懇話会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

2 第3条第3項の規定による懇話会の出席者に支給する報償金については、市長が別に定める。

(事務)

第6条 懇話会の運営に関する事務は、文化国際部文化芸術課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2018年3月20日から施行する。

(市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱及び市川市文学ミュージアム検討委員会の運営に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱(平成23年4月1日施行)

(2) 市川市文学ミュージアム検討委員会の運営に関する要綱(平成25年11月10日施行)

3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2. アンケート調査結果

調査名 市の文化芸術についてのアンケート

実施時期 2025年6月23日～7月6日

実施方法 いちモニ(web)、紙(市内文化施設11か所、公民館15館 計26か所)

対象 市内・市外在住者

回答数 2,838件(いちモニ:2,677件、紙:161件)

3. 庁内連絡会議

実施時期 2025年7月、12月

4. パブリックコメント

市川市文化芸術事業検討懇話会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等を行うに当たり、学識経験のある者等による意見の交換を行うことを目的として開催する市川市文化芸術事業検討懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 懇話会は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等に関することについて意見の交換を行うものとする。

(開催等)

第3条 市長は、必要と認めるときは、懇話会を開催することができる。

2 市長は、前項の規定により開催する懇話会の主題に応じて、次に掲げる者の中から必要な者を懇話会の出席者として選出するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術の振興に資する活動を行っている者
- (3) 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者
- (4) 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者

3 前項に定める者のほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し懇話会への出席を依頼することができる。

(懇話会の進行)

第4条 懇話会は、出席者の中から互選された者が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、懇話会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

2 第3条第3項の規定による懇話会の出席者に支給する報償金については、市長が別に定める。

(事務)

第6条 懇話会の運営に関する事務は、文化国際部文化芸術課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

(市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱及び市川市文学ミュージアム
検討委員会の運営に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱(平成23年4月1日施行)

(2) 市川市文学ミュージアム検討委員会の運営に関する要綱(平成25年 1
1月10日施行)

3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

文化芸術事業検討懇話会 委員

No	委員 区分	氏 名	現 職
1	1号	小笠原 永隆 氏	帝京大学 経済学部 観光経営学科 教授
2	1号	朽木 量 氏	千葉商科大学 地域連携推進センター長 総合政策学部 大学院 政策研究科 教授
3	2号	福島 治 氏	東京工芸大学 名誉教授 有限会社福島デザイン代表
4	3号	能村 研三 氏	市川市芸術文化団体協議会 会長 (公社)俳人協会・俳句文学館 理事長
5	4号	小坂 裕子 氏	(公財)市川市文化振興財団 理事 シヨパン研究家
6	4号	鈴木 順子 氏	(公財)市川市文化振興財団 評議員 (公財)東京都歴史文化財団 東京芸術劇場 副館長

(委員区分、五十音順)

- 1号委員 学識経験のある者
 2号委員 文化芸術の振興に資する活動を行う者
 3号委員 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者
 4号委員 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者